

問題

次の事例を読み、設問に答えなさい。

[事例]

平成 27 年 1 月 10 日、Y は、A との間で、工事完成期日を平成 27 年 6 月 10 日とし、Y 所有の土地に A が甲建物を建設する旨の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。本件請負契約においては、A は、請負代金の一部を受領するとともに、工事が完成した時に残代金を受領することとされていた。平成 27 年 4 月 30 日、A は請負代金債権のうち、工事完成時に支払われる分を X に譲渡し、Y はこれに対して異議をとめない承諾をした。その後、A は、工事が全体の約 6 割に達したところで、工事を中止し、そのまま放置した。そこで、平成 27 年 6 月 30 日、Y は A の債務不履行を理由に本件請負契約を解除した。

ところが、本件請負契約の解除後、X が、Y に対して、譲り受けた請負代金債権の支払を求めてきた。

[設問]

X が、Y に対して、譲り受けた請負代金債権の支払を求めることは可能か。以下の X の主張の可否を論じつつ、Y への支払い請求の可否について論じなさい。

【X の主張】

私は、請負代金債権を A から譲り受けているのだから、Y から支払を受ける権利がある。確かに、当該債権が将来完成されるべき未完成工事部分の請負報酬金債権であることは知っていた。しかし、Y は、当該債権が譲渡された際、異議をとめない承諾をしているのだから、私が知っていたか否かは関係がない。また、Y は債務不履行を理由に本件請負契約を解除しているが、Y が異議をとめない承諾をした後に債務不履行が生じている以上、そもそも Y は、私に対して、本件請負契約の解除を主張することはできないと考える。

解答のポイント

本問は債権譲渡における異議を留めない承諾の効力が問題となった判例（最判昭 42・10・27、民法判例百選Ⅱ第 7 版 29 事件）を素材にしている。本判例をベースに正確に論ずることは容易ではなかったと推測されるが、問題文の X の主張がヒントになっているので、問題文の誘導をベースに論述したい。

本問は、事例を分析した上で、問題文の X の主張を検討し、必要な論点を論じていくことがポイントである。まず、請求の法律上の根拠は、請負報酬金債権と債権譲渡である。次に、問題文の X の 2 つの主張を検討する必要があるが、主要論点は、抗弁切断効を生じる異議を留めない承諾の法的性質（468 条 1 項）と、同条 1 項の「対抗することができた事由」の範囲である。これらを上記の判例ベースで論じられれば十分な合格答案となると思われる。

解答例**1. X の支払請求の法律上の根拠**

X は、本件請負契約から発生した請負代金債権のうち、工事完成時に支払われる分を A から譲り受けているが、報酬債権自体は請

負契約の成立とともに発生しているので、本問の債権譲渡も有効である（632条、466条1項本文）。さらにYは抗弁切断効を生じる異議を留めない承諾をしているので、Xは同債権の支払を請求している（468条1項）。

2. Xの主張の当否

(1) 異議を留めない承諾の法的性質

Xは、問題文の主張の前段でYが異議を留めない承諾をしているので、未完成工事部分の請負報酬金債権であることを知っていたか否かは関係ないと主張している。そこで、異議を留めない承諾の法的性質が問題となる。

この点、民法468条1項は、債務者の異議を留めない承諾という事実には公信用を与えて、譲受人を保護し、もって債権取引の安全を図る趣旨である。とすると、異議を留めない承諾は観念の通知であると解される。なぜなら、民法468条は、「前条の承諾」と規定しており、民法467条と同様に観念の通知と考えるべきだからである。そして、同条項により譲受人が保護されるには、債務者の譲渡人に対抗できる事由につき、譲受人に善意かつ無過失が要求されると解される。同条の趣旨が債権取引の安全である以上、悪意者を保護する必要はないし、無過失が要求されるのは、過失ある譲受人の利益を保護する必要性が低いからである（近時の判例に同旨）。

本件でXは「当該債権が将来完成されるべき未完成工事部分の請負報酬金債権であることは知っていた」とあるのでXは悪意である。以上によりYは悪意のXに対して契約解除を対抗することができるので、Xの前段の主張は妥当でない。

(2) 民法468条1項の「対抗することができた事由」の範囲

Xは、問題文の主張の後段でYが異議を留めない承諾後に債務不履行が生じ本件請負契約を解除しているので、当該解除を主張できないとしている。すなわち、Xは、請負代金債権の譲受時には債務不履行は存在せず、Yの解除は主張できないとしたい。そこで、民法468条1項の「対抗することができた事由」は、異議なき承諾の時点で主張しえた事由に限定されるか、承諾後に生じた事由も含まれるかが問題となる。

この点、異議なき承諾をした時点で主張しえた事由に限定されず、承諾後に生じた事由も含まれると解される。なぜなら、双務契約である請負契約の仕事完成引渡と報酬請求権は同時履行の関係に立ち、報酬請求権は請負契約の解除により消滅すべきであるから、債権譲渡前にすでに反対給付義務が発生している以上、債権譲渡時にすでに契約解除を生じるに至るべき原因が存在したといえるからである。

本件において請負代金債権がXに譲渡されYの異議なき承諾後にAの仕事完成義務の不履行が生じ、本件請負契約が解除されているが、債権譲渡時にすでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたといえる。したがって、Yは本件請負契約の解除をXに主張することができる。以上により、Xの後段の主張は、妥当でない。

(3) 結論

Yは異議なき承諾後の債務不履行による本件契約の解除をXに主張することができるものの、Yは異議なき承諾を行っている。しかし、Xは、未完成工事部分に関する請負報酬金債権であることを知って同債権を譲り受けているので、抗弁切断効は生ぜずYへの支払請求は認められない。

以上
(1392字)